

陳 情 回 答 綴

(陳情第 4 号～第 15 号)

平成 31 年第 1 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第	4号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第	5号	放課後施策について……………	17
陳情第	6号	行政にかかる諸問題について……………	19
陳情第	7号	行政にかかる諸問題について……………	33
陳情第	8号	近畿大学医学部附属病院について……………	37
陳情第	9号	受動喫煙防止条例の制定について……………	39
陳情第	10号	国民健康保険制度について……………	41
陳情第	11号	天神公園について……………	43
陳情第	12号	駅利用者の安全対策について……………	45
陳情第	13号	教育環境の整備について……………	47
陳情第	14号	放課後施策について……………	49
陳情第	15号	放課後施策について……………	53

番 号	陳情第 4 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3 月 1 2 日
(審査結果) 第 7 項 現在、議会の広報については「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づき、できるだけ多く掲載しています。さらに、平成 2 5 年度からは重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。今後も市民の皆様に議会の活動を一層分かりやすくお伝えできる紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第4号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第8項（企画部）

本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。

今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても、大阪府内を含む先進自治体の情報収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。

第9項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）

カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設はじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテインメント施設などが一体となった複合集客施設ですが、昨年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立しました。

IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、観光及び地域経済の振興などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル依存症や治安悪化などの課題も指摘されているところです。

今後、国において、IRの設置・運営に係る政省令等が制定され、同法公布後2年以内に国が策定・公表する「基本方針」を踏まえ、誘致の意思のある自治体が「実施方針」を策定・公表のうえ、民間事業者との「区域整備計画」の共同作成・認定申請を行うこととなっており、本市としましては、今後もこれらの動向を注視してまいります。

番 号	陳情第4号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第10項（行政部行政管理課・人事部人事課）（市民人権局市民生活部戸籍住民課） 公の施設に係る指定管理者制度の導入や窓口業務の委託については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、経費の削減のみでなく、住民サービスの向上を図ることを目的とするもので、市では、これらの効果が見込める場合について適切に導入を進めております。 指定管理者や受託事業者に対しては、市として、適宜モニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うほか、年度終了後には業務の実施状況について評価を行うなど、適正な業務執行を確保しつつ、利用者ニーズを把握しながらサービスの向上に取り組んでいます。 また、多様化する住民ニーズに的確に対応し、本市が将来にわたり持続的な発展を遂げていくためには、選択と集中の観点から施策・事業の不断の見直しを行い、経営資源である要員を最適配分する要員管理の推進が不可欠であり、平成24年3月に策定した「堺市要員管理方針」に基づき、これまでも計画的に取り組んできたところです。 今後とも、市民の視点に立って事務事業を点検し、民で行うに適したものは民に任せ、市が行うべきものは職務の内容を考慮して適切な担い手を選択するとともに、職員の体制を充実すべきところには必要な措置を講じるなど、効果的、効率的な行政運営を推進し、市民に密着した行政サービスの提供に努めてまいります。			

番 号	陳情第4号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第11項（税務部税制課） 消費税率（国・地方）は、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、今年10月1日に10％へ引き上げられる予定です。 消費税率引上げによる増収分は、社会保障・税一体改革により、子育て、医療、介護、年金などの社会保障の充実に充てられます。安倍総理大臣は、第198回国会における平成31年1月28日の施政方針演説において、消費税の使い道を見直し、2兆円規模を教育無償化などに振り向け、子育て世代に還元する旨、表明しています。平成31年2月12日には、幼児教育・保育を無償化する「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定されました。また、低所得者の負担軽減策として、軽減税率の導入やプレミアム付商品券の発行が予定され、プレミアム付商品券の準備経費を計上した平成30年度第2次補正予算が成立しています。 地方消費税は都道府県税ですが、その税収の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から国に増税見直しの意見を申し入れるべきではないと考えております。			

番 号	陳情第4号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第12項（危機管理室危機管理課） 本市では、国の予算や施策等について、堺市国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策の推進のため、都市計画道路の整備などのハード整備を中心に、国に対して提案・要望を実施しています。また、今年度の一連の自然災害を受け、国に対して指定都市市長会等の共同提案により、災害復旧・復興等に関する財政措置の拡充や、関西広域連合、大阪府市長会により被災者生活再建支援法の適用要件の緩和の要望を実施しており、今後も引き続き要望してまいります。 なお、大阪府は、大阪府市長会による要望等も踏まえ、府内の均衡ある復興を目的に、平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号の被害を対象とした独自の「被災者生活再建支援制度」を創設しました。本市においても本制度を活用し、平成31年3月から、平成30年台風第21号により生活基盤に被害を受けた方に生活支援金を交付する事業を実施し、被災された市民の皆様の生活再建を支援してまいります。 本市の防災対策については、地震や風水害などの危機事象が発生した際の被害を最小限に留め、災害に強いまちづくりを進めるという基本的な考えのもと、防災対策を充実するとともに国、都道府県、市の役割分担のもと連携体制の強化により、市民の皆様の安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。			

番 号	陳情第 4 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 1 3 項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）

市民の皆様の区民評議会に対する関心の醸成を図るとともに、より多くの方に傍聴にお越しいただけるよう、会議日程については、広報さかいやホームページへ掲載するほか、SNSや庁舎内のデジタルサイネージを活用するなど、様々な媒体を通じて周知しております。

あわせて、これまで可能な限り傍聴にお越しいただきやすい時間帯での開催に努めるとともに、市内の大学や堺伝統産業会館で開催するなど、開催時間、場所についても工夫をしてきたところです。

さらに、皆様との協働・参画によるまちづくりを推進するため、ホームページ上における議事録やその成果などの公開方法を工夫するなど、区民評議会での議論をより分かりやすくお伝えするための取組も進めております。

今後も引き続き、市民の声を区政に反映できるよう、区民評議会のより効果的な運営を進めてまいります。

第 1 4 項（市民生活部市民人権総務課）

出張所については、区役所の前身である支所の開所にあわせて、平成 4 年から平成 1 2 年にかけて順次廃止しました。

平成 1 8 年の政令指定都市移行に伴い、支所は区役所となりましたが、区役所では、従来の出張所で行っていた業務に加え、区域の特色あるまちづくりや国民健康保険、国民年金、保健福祉サービス、子育て支援など、住民に身近な行政サービスを幅広く提供しています。

また、証明書の発行については、お近くのコンビニエンスストアでも利用できるようになったほか、各種窓口サービスについても、郵送、インターネットなどの活用により、ご来庁いただかなくとも手続きができる仕組みも増えてまいりました。

今後とも、市民の皆さまに便利だと感じていただけるよう、市民サービスの向上に取り組んでまいります。

第 1 5 項（人権部人権推進課）

本市においては、昭和 5 8 年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。

今後も非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、さまざまな機会を通じて市民の皆様へ核兵器の脅威を伝え続けるとともに、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。

また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第16項（人権部人権推進課） 日本国憲法、中でも第9条については、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、憲法改正につきましては、国権の最高機関であります国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。 本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。			

番 号	陳情第 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（生活福祉部国民健康保険課） 平成 3 0 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国保法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成 3 0 年度からの保険料率の統一などを定めました。 本市は、平成 2 9 年 1 1 月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。 さらに、本年 1 月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。 なお、大阪府国民健康保険運営方針では、平成 3 0 年度から平成 3 5 年度まで最大 6 年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、平成 3 1 年度以降の保険料水準についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応してまいります。			
第 1 8 項（健康部健康医療推進課） 本市のがん検診につきましては、平成 3 0 年 4 月 1 日より 2 年間を「受診促進強化期間」として、胃、肺、大腸、子宮、乳がんの各種がん検診を対象として、自己負担額を無料としております。 今後も、受診しやすい環境の整備に努めるとともに、無償化の効果検証を行い、受診率向上のための効果的な施策を検討してまいります。			

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第19項（長寿社会部地域包括ケア推進課）（建築都市局住宅部住宅まちづくり課） 高齢者・低額所得者・障害者の方など、住宅確保に配慮を要する方々への居住支援として、不動産事業者等と連携した「住まい探し相談会」の実施や、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」における協力店一覧リストの掲載など、住まい探しでお困りの方がいつでも相談できる体制を整えています。 介護支援については、介護保険制度を適切に運営しているほか、要支援の方などを対象とする総合事業では、従来と同様の基準の訪問型サービスに加え、多様な主体による生活援助サービスを実施しています。 また、一人暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が実施するサロンなどの通いの場の運営や訪問活動について、堺市社会福祉協議会を通じて支援しています。 そのほか、堺市内に所在する事業所に協力事業所として登録していただき、日常の業務の範囲内で高齢者の見守りや声かけを行うとともに、安否に異変を感じた時には、地域包括支援センターなどの関係機関に連絡していただく堺市高齢者見守りネットワーク事業を実施しており、一人暮らしの高齢者が安心して生活できる体制づくりを推進しています。			

番 号	陳情第4号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第20項、第21項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課） 待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受入れ枠拡大を行ってきました。 このような中、今年度から段階的に実施している第2子の保育料無償化や国が進める幼児教育・保育の無償化なども相まって、保育ニーズは更に上昇すると考えており、平成30年度からの4年間で過去最大規模の3,600人を超える受け入れ枠の整備を進めているところです。受け入れ枠の整備にあたっては、これまでのように、土地の確保から整備までの全てを事業者側にお願いするだけでなく、公有財産も積極的に活用しながら取り組み、待機児童の解消をめざしてまいります。 保育人材の確保では、就職あっせんや就職準備金の貸付、保育士のための宿舍借り上げ費用の助成などのほか、保育士や保育教諭向けの就職フェアや就職セミナーも開催しています。 保育士等の処遇改善では、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育支援者、研修に参加する際の代替職員の配置ができる補助項目を設定しています。 また、国の公定価格において、処遇改善等加算として、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があるほか、技能・経験を積んだ職員に対して月額5千円から月額4万円の追加的な加算もあり、本市も応分の負担をするとともに、今年度から新たに、職員のモチベーションや資質向上を図るため、働きやすい職場環境への改善に要する経費の一部を補助する「休暇取得等促進等支援事業」を実施し、保育士の処遇改善に努めているところです。 なお、公立認定こども園については、公立として存続する施設を公表のうえ、それ以外の施設の民営化を、条件が整い次第、進めているところです。公立施設として果たすべき役割については、存続する公立の認定こども園において、引き続きしっかりと担ってまいります。			

番 号	陳情第 4 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 2 項（交通部公共交通課） 少子化に伴う通勤通学利用の減少や運転者不足など、路線バスに係る経営環境が厳しくなっている中、市民の移動手段の確保はますます重要となっています。 こうした中で本市は、おでかけ応援バスの実施、ノンステップバス・バスロケーションシステム等の導入支援など、バスの利用促進や利便性向上を進めております。 また、鉄道駅やバス停から遠く既存の公共交通を利用し難い地域においては、乗合タクシーを運行し、日常の移動手段の確保に取り組んでいます。 引き続き、公共交通の維持確保に努めるとともに、事業者と協力し、バスの利便性向上に取り組んでまいります。			

番 号	陳情第4号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第23項（自転車まちづくり部自転車環境整備課）（建築都市局開発調整部宅地安全課） 本市では、車道通行する自転車利用者の安全確保と回遊性、快適性確保のため、ネットワークとして連続した自転車通行空間の整備に取り組んでいるところです。 整備にあたっては、費用対効果、早期のネットワーク整備等を総合的に鑑み、現道の幅員構成を再配分することを基本としております。 ご意見の住宅開発に伴う道路拡幅ですが、自転車の通行空間を確保する目的ではありませんが、都市計画法に基づく開発許可において、住宅開発等に対し、その規模に応じた基準で道路後退整備を開発者に義務付けております。 また、開発許可が不要なもので、2戸以上の住宅開発については、建築基準法に基づく道路後退を加え、堺市開発行為等の手続きに関する条例において、後退整備の指導を行っています。			

番 号	陳情第4号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第24項（経営企画室） 水道事業は公益性・公共性の極めて高い事業であり、また、水の安全安心は、市民生活及び生命に直結するものであることから、安全な水の安定供給については、行政が責任を負うべきであると考えています。 一方、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。このようなことから、本市では、民間活用による高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。 今後も、水道事業の公益性・公共性を確保したうえで、民間企業と連携し、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給してまいります。			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第25項(1)(総務部学務課・学校管理部保健給食課) 本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を生かすため、選択制での学校給食を実施しています。 今後も、温かく栄養バランスのとれた量の選べる選択制給食を、衛生管理を徹底しながら安全・安心に実施できるよう努めていきます。 また、中学校給食費への就学援助の適用については、引き続き課題の一つであると認識しています。			
第25項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課) 放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しており、運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定しています。 運営事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定することで、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者(優先交渉権者)を交渉相手方とすることができることから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案の運営事業者を選定することができ、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えています。 今後も、放課後児童対策事業の運営に係る必要な予算の確保に努めていきます。			
第25項(3)(教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課) 小学校1、2年生においては35人学級がすでに実施されており、少人数学級編制加配教員として学級担任を配置しています。 また、権限移譲に伴い、本市では平成29年度から小学校では3～6年において習熟度別少人数指導加配に加え、通常の学級の平均が38名を超えた学年に対して「小学校教育支援加配」教員を配置し、少人数学級か習熟度別指導かを選択できる「堺型少人数教育」を実施しています。活用方法を学校が選択できることで、より学校の状況に応じた、きめ細かな指導の充実が図られていると認識しています。 中学校では、習熟度別少人数指導加配として各校に教員を配置し、2学年以上もしくは2教科以上で少人数教指導に取り組んでおり、個に応じた指導を行っています。 本市といたしましては、学校教育の一層の充実を図るため、学級編成基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望していきます。			
第25項(4)(学校教育部学校指導課) チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保するため、大阪府内統一のルールで実施されており、本市も参加しています。			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第25項（5）（学校管理部施設課）（子ども青少年局子育て支援部幼保運営課） 本市での学校施設に関しては、建築基準法に基づき建築物・建築設備・防火設備の法定点検を実施するとともに文部科学省のガイドブックに基づく非構造部材の点検を実施しています。また、各学校園において教職員による安全点検も実施しています。 公立幼保連携型認定こども園では、昨年9月の台風21号によって被害を受けましたが、速やかに被害状況を確認の上、復旧作業を行いました。なお、安心・安全な教育・保育環境を確保するため、こども園職員による施設点検を毎月定期的に行うほか、建築物及び建築設備等の法定点検を実施しています。			

番 号	陳情第5号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 現行の基準は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という）」に定めています。 現時点では、児童の安全確保の観点から条例を改正することは考えていません。 第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めていきます。 第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、指導員の雇用については運営事業者が行うことであるため、仕様書に明記することはできません。ただし、指導員が運営事業者の変更後も引き続き同じルームで勤務することがスムーズな引継ぎにつながると考えており、継続雇用について新事業者に配慮をお願いしています。 第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 利用児童の受入れは、条例に基づき行っており、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保し、より多くの児童が利用できるよう努めていきます。			

番 号	陳情第 6 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3 月 1 2 日
(審査結果) 第 1 項 議員報酬の削減については、これまで議会において、議員の活動や市民への影響も考えられることから、慎重な議論が行われてきたところです。平成 29 年第 4 回市議会（定例会）には、平成 29 年 12 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの間、議員の報酬月額を 2 割削減するとして議員提出議案第 38 号「堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例」が提出されました。 本議員提出議案については、平成 29 年 11 月 27 日本会議において、質疑・討論が行われ、起立採決の結果、否決されました。 なお、議会では現在、議員報酬を含む議員の処遇について議論しているところです。 ご理解いただきますようお願いいたします。	

番 号	陳情第 6 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3 月 1 2 日
(審査結果) 第 2 項 (議員活動の広報について) 堺市議会基本条例（平成 2 5 年条例第 2 4 号）には、議員の活動原則及び職務として、「議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを活動原則とし、議会の議事に参与するほか、主に次に掲げる職務を行う」ものとし、「市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。」と規定しています。（第 4 条） 個々の議員は、上記規定の職務を果たすため、広報紙の発行や市政報告会の開催、またホームページや SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の活用など、様々な手法により広報活動を行っているところです。 ご理解いただきますようお願いいたします。 (議会報告会について) 議会報告会は堺市議会基本条例に基づき、毎年度開催しております。 昨年は若者の政治参加や議会活動への理解促進を図ることを目的として、「高校生みらい議会～TALK CAFE～」を開催し、市内在住、在学の高校生にご出席いただき、議員と直接意見交換を行う方式により実施いたしました。 議会報告会の運営方法等については、毎年度、議会力向上会議において、過去の実績と課題等を抽出し、改善方法等を協議・検討しております。次年度実施予定の議会報告会の運営方法等についても、同様に、過去の議会報告会の検証等を行ったうえで決定する予定ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。	

番 号	陳情第 6 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3 月 1 2 日
(審査結果) 第 3 項 議員が行った海外視察のうち、堺市議会議員海外調査研究派遣要綱の定めるところによるものについては、同要綱の規定により、派遣議員は 2 ヶ月以内に調査研究報告書（以下「報告書」といいます。）を議長に提出しなければならないこととなっており、また同報告書は、議会図書室、市政情報センター、市政情報コーナー及び本市の図書館において、また堺市議会ホームページでもご覧いただくことができます。 なお、堺市長等からの派遣要請による海外視察については、同要綱は適用されませんが、議員は視察報告書の作成を行っております。 また、政務活動費を充当して行った海外視察については、出張報告書を提出しなければならないこととなっており、同報告書は市政情報センター及び堺市議会ホームページにおいてご覧いただくことができます。 ご理解いただきますようお願いいたします。	

番 号	陳情第 6 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 4 項（ニュータウン地域再生室）（建設局公園緑地部公園監理課）

近畿大学医学部等の開設に関する住民説明会については、平成 2 9 年 7 月以降、校区定例会の機会をはじめ、単位自治会や周辺マンション、幼稚園や小学校、中学校などを対象とし、これまで合計 3 7 回にわたり説明会を重ねてきたところです。

泉ヶ丘駅前周辺地域への近畿大学医学部等の開設は、安全・安心で健康に暮らせるまちづくりに寄与し、人口誘導効果として泉北ニュータウンの定住人口の増加や、泉ヶ丘駅前地域の交流人口の増加、経済波及効果による地域価値の向上など、持続発展可能なまちづくりを進めることができます。また、近畿大学も、高度先進医療の提供をはじめ、市民福祉の向上や地域の活性化にも積極的に取り組むとしているところです。

田園公園及び三原公園については、主たる機能であるグラウンド機能、緑地機能、通行機能を確保したうえで再整備を行い、利便性の向上や憩いの空間の創出など機能向上を図ってまいります。また、近畿大学の敷地となる予定の箇所についても、その周囲を塀などで囲わず、緑をできる限り残し、急傾斜地を緩やかにするするなど住民の皆さまに親しんで頂ける公園と一体的な緑地機能を最大限確保するよう、近畿大学と協議・調整を行っています。

さらに、三原台校区全体の街区公園（三原第 1 ～ 9 公園）及び三原きりん公園、三原しろくま公園については、各公園の状況に応じ、地域の意向を把握のうえ、遊具の充実や公園施設の転換を行ってまいります。加えて、新岸池を活用した緑空間の創出など、できる限り緑の確保を行ったうえで、地域の皆さまが今以上に安全・安心に、健康増進にも利用できる空間として再整備してまいります。

第 5 項（企画部）

本市では堺市マスタープランを踏まえ、「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の長期目標である、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」につなげるための取組を進めているところです。

具体的には、堺に住む人々がこれからも堺に「住み続けたい」と思えるまちの実現をめざし、本市の強みであるものづくり産業をはじめとした製造業や、医療・福祉分野などの成長分野の振興により、雇用の創出と職住近接のまちづくりを進めています。

また、安心して子どもを産み育てられる環境の実現に向けて、これまで進めてきた子育てに関する取組をより一層推進するとともに、雇用の創出やワーク・ライフ・バランスの実現など働き方に関する取組を一体的に進めています。

今後も堺市マスタープラン等を推進することにより、笑顔あふれる“住み続けたいまち”をめざしてまいります。

番 号	陳情第 6 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 6 項（行政部行革推進課）

本市では、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度を計画期間とする「第 3 期行財政改革プログラム」に基づき、本市の持続的な発展に向けた「質の高い公共サービスの実現」と「弾力的な行財政基盤の構築」を目的として、行財政改革に取り組んでいるところです。本プログラムでは、質と量の改革の取組成果を多面的に測定するため、利用者満足度の向上度合など複数の K P I（重要業績評価指標）を設定していますが、その指標の 1 つとして、行革効果額を 3 年間で 1 0 0 億円以上創出することを掲げています。

具体的には、効率的かつ効果的な事務事業の推進により 3 6 億円、要員管理の適正化や堺市職員の働き方改革により 1 5 億円、市税収納率の向上など歳入確保の取組により 1 1 億円の行革効果額を見込んでおり、これらの累積効果額なども含め、1 0 0 億円以上の行革効果額の創出をめざしています。

今後も、不断の行財政改革に取り組み、より効果的・効率的な行財政運営を推進してまいります。

第 7 項（行政部情報化推進課）

本市では、コンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書が取得できるサービス（コンビニ交付）やインターネットに接続したパソコンなどから児童手当の届出などの手続きができるサービス（ぴったりサービス）など、マイナンバーカードを利用したサービス提供を行っています。

また、ホームページをはじめ、広報紙やポスター等を利用したマイナンバーカードの申請案内を行っている他、区役所において休日窓口を開設し、カードを受け取りに来られる市民の方の利便性を向上させるなどして、マイナンバーカードの普及に努めているところです。

番 号	陳情第 6 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（危機管理室危機管理課）（市長公室広報部市政情報課）（各区役所企画総務課） 災害時の市民の相談窓口については、大規模な災害が発生した際に市災害対策本部又は区災害対策本部に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行うものとして、堺市地域防災計画で規定しています。 今後、発生が危惧されている南海トラフ地震などの大規模災害にも備え、被災者の多様なニーズに応じた支援内容を整備するとともに、引き続き、市民の皆様に寄り添った支援ができるよう備えてまいります。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 9 項（人権部人権企画調整課）

本市ではあらゆる人が尊重される平和と人権のまちをめざし、平成 1 9 年に「平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行し、平成 2 7 年に策定した「堺市人権施策推進計画」に基づき、市政全般を人権尊重の視点を持って推進しております。

今後も、すべての市民が自分らしく暮らせる社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

第 1 0 項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）

各区の区民評議会では、学識経験者や区域内において公益的な活動に従事している区民、また区域在住・在勤・在学者を対象とする公募委員など、区域の特性に応じたまちづくりや課題の解決に向け、地域性と専門性の両視点による議論が行えるよう委員を選定しております。

とりわけ公募委員については、選定基準を設け、外部委員による選考を行うなど、公平性の担保に努めているところです。

なお、区民評議会の委員構成については、委員の任期である 2 年ごとに、男女比や年齢層などがバランスの取れたものとなっているかの検証も行っております。

今後も引き続き、市民の声が区政に反映できるよう、区民評議会のより効果的な運営を進めてまいります。

第 1 1 項（市民生活部市民協働課）

近年、人口減少や少子高齢化が進み、社会や地域が抱える課題や市民ニーズが多様化、複雑化しています。このような状況に対応していくために、地縁組織やボランティア団体、大学、企業、NPO 法人、行政等の多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携・協働し、相互に支えあいながらともに課題解決をめざす「共助のまちづくり」を進めていくことが重要だと考えています。

本市では、「堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針」や各区のまちづくりビジョンをもとに、防犯カメラや防犯灯の設置、青色防犯パトロール活動への補助等による地域活動の支援、「堺市市民活動コーナー」による NPO に関する各種相談や運営支援、優秀な協働事業を実施する市民活動団体を表彰・支援する「さかい NPO 協働大賞」の実施、大学との連携を進めるために「大阪府立大学ボランティア・市民活動センター」を設置するなど、多様な主体による連携・協働のまちづくりに取り組んでいます。

引き続き、市民活動の更なる活性化に向け多彩な取組を実施していくとともに、このような取組を市民の皆様に分かりやすく伝えていくために周知の工夫等にも取り組んでいきます。

番 号	陳情第6号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第12項（生活福祉部医療年金課） 平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度の運営は、大阪府内のすべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が行います。広域連合は、被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付等を行い、市町村は保険料の徴収、申請や届出の受付など窓口業務を行います。 保険料の決め方等については、大阪府後期高齢者医療広域連合や市のホームページ、後期高齢者医療制度のしおりなどに掲載しています。また、個々の保険料や納め方等については、毎年7月中旬に年間の保険料額決定通知書、納入通知書を各被保険者あてに送付してお知らせしています。 第13項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課） 共同作業所で、いじめや体罰・政治的な行為をさせているなどの具体的な苦情や相談があった場合には、事業所へ調査を行い状況に応じて適宜指導を行っています。			

番 号	陳情第6号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第14項（子ども青少年育成部子ども企画課・子ども育成課） 本市では、平成20年3月に「堺市子ども青少年の育成に関する条例」を制定し、社会全体で子ども青少年を育む環境づくりを推進するとともに、平成27年3月には「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠から出産、子育て期に至る切れ目のない支援の充実に取り組んでいます。 その中で青少年の健全育成については、大学生ボランティアの協力の下で子どもたちが野外活動などを体験するキャンプ事業、地域での巡回や青少年との交流をしていただく青少年指導員の活動支援、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んでいる堺元気っ子づくり推進事業、地域の様々な団体が運営されている子ども食堂への支援など、様々な取組を行っているところです。 今後も、安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに成長できる「子育てのまち堺」の取組を進めてまいります。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 5 項（国際部国際課） 本市では、平成 2 2 年 7 月から、市民の国際交流、国際協力及び多文化共生のまちづくりを推進する拠点として、国際交流プラザを設置しています。国際交流プラザでは、主に、海外姉妹友好都市と、市民の国際交流を促進しているほか、外国人市民の方が安心・安全に生活できるように、生活相談や多言語による行政情報の発信事業などを実施しています。今後は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録や東京オリンピック開催などの機会を活かし、スポーツ、文化など多様な分野において、海外の国や地域との交流につながるよう取り組んでまいります。 第 1 6 項（スポーツ部スポーツ施設課） 本市では「第 2 次堺市スポーツ推進計画」を策定し、市民の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しむ環境を提供するため、ソフト・ハードの両面でさまざまな施策に取り組んでいるところです。 これまで K I X 泉州国際マラソンをはじめとする歴史あるスポーツイベントを通じて国際交流を図ってまいりましたが、とりわけ本年からの 3 年間は、「ラグビーワールドカップ 2 0 1 9 日本大会」「2 0 2 0 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」「ワールドマスターズゲームズ 2 0 2 1 関西」と大規模スポーツイベントが続いて行われます。この機会に本市が有するスポーツ資源を最大限に活用し、さらなる国際交流を図るとともに、本市の魅力を発信し、本市への誘客や、まちの活性化につなげてまいります。 また、これまで 1 区 1 体育館の整備を基本としながら、J－GREEN 堺などの特色ある施設の整備にも取り組んでまいりました。現在、原池公園において高校野球等の公式戦が開催できる野球場や、武道館を併設した新しい大浜体育館の建替えなど、市民の皆さんのニーズを踏まえたスポーツ施設の整備に取り組んでいるところです。 今後とも、スポーツを通じて明るく元気で活力あるまち「スポーツタウン・堺」の実現に向けて取り組んでまいります。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（1）（商工労働部産業政策課） 「堺市産業振興アクションプラン（平成 3 0 年 4 月改定）」は、「堺市マスタープラン（平成 2 3 年 3 月策定）」を上位計画とし、本市産業が抱える課題を克服し、持続的な成長を遂げるための具体的な行動計画として策定しています。 これまでの主な取組実績については、「堺市産業振興アクションプラン」改定の際に整理し同プランに記載するとともに、成果指標の達成状況を毎年度公表している「堺市マスタープラン基本計画の進捗状況」においてお示ししているところです。これら資料につきましては、堺市ホームページに掲載しているほか、各区役所の市政情報コーナー等においてご覧頂くことができます。 今後とも、企業の成長ステージに応じたきめ細かな支援を実施し、中小・小規模企業の経営基盤の強化を図るなど、本市産業のさらなる成長に向けた取組を着実に推進してまいります。 第 1 7 項（2）（商工労働部雇用推進課） 本市の就労支援の取組については、毎月発行している広報さかいをはじめ、市ホームページや図書館など市関連施設におけるちらしの配架やポスターの掲示、区役所や商業施設におけるイベントなどでの周知の機会を通じて、ご案内申し上げているところです。 また、就労支援の成果については、全庁で実施している「事務事業の総点検」において、その活動や成果を示す指標等を用いながら評価・分析を行い、結果を公表しています。 今後も、より効果的な事業に取り組んでまいります。 第 1 8 項（農政部農業土木課） 本市としましては、近年の農地及び農業施設周辺を取り巻く環境の変化や、都市化による市民ニーズの多様化・農業従事者の高齢化及び担い手不足等、営農環境の悪化及び農地の遊休化が進行している状況となっています。 農道整備は、農地の遊休化対策や営農の効率化に有効な手法であると認識しており、今後も農業者等からの農道整備要望を踏まえ取り組んでまいります。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 9 項（交通部交通政策課）			
都心における東西交通軸の形成につきましては、平成 2 4 年度から、学識経験者による都心交通検討会議を設置し、南海本線堺駅と南海高野線堺東駅を結ぶ東西交通の導入ルートとして堺大和高田線、大小路線、大阪中央環状線の 3 ルート、導入機種として L R T、B R T、バスの高度化の 3 機種を想定し、それぞれの概算事業費、需要予測、収支想定など事業性の検討を実施致しました。 また、学識経験者から「東西交通には多くの制約があり、それらをクリアする社会実験などを重ねながら段階的な道筋を踏むべき」という意見をいただいたことから、大小路線における交通規制を伴う社会実験の来年度実施に向け、交通管理者等との協議調整を進めているところです。 引き続き、大阪モノレールの堺方面への延伸も加味しながら、社会実験の状況などを踏まえ、東西交通軸形成に係る検討を進めてまいります。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 0 項（公園緑地部公園緑地整備課） 屋外プールの整備とあわせて、1 年中利用できる屋内施設の整備を進めています。 屋内施設は、温水プール、スタジオ、マシンジムを備え、健康づくりのきっかけとなるさまざまなプログラムを実施します。 第 2 1 項（公園緑地部公園監理課） 都市公園法第 1 6 条では、廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合は、都市公園の廃止は可能としています。 なお、代替公園については、ビッグバン周辺地の大阪府所有の土地に設けることとし、現在都市計画変更の手続きを行っているところです。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 2 2 項（1）（2）（学校教育部学校指導課）

本市では、各中学校区において義務教育 9 年間を見通しながら、静謐な学習環境の確立と児童生徒の総合的な学力の向上に向け、小中一貫教育の推進を図っています。

その達成に向けて、平成 2 4 年度から小中一貫教育推進リーダーをコーディネーターとして全中学校区に配置し、小学校での中学校教員による授業や授業改善や指導体制に関する合同研修を実施するなど、小中学校をつなぐ取組を行っています。

第 2 3 項（学校教育部学校指導課）

学校園では、日常における防災対策と災害発生時の対応、事後の対応について、教育委員会が具体的な対応等を示した、「学校園における危機管理」「学校園における地震・津波対応マニュアル」等を活用し、各学校園の実態に応じた具体的なマニュアルの作成や見直しを進め、危機管理体制の構築に努めています。

本市では、災害時に避難者、とりわけ要配慮者等に対してより迅速かつ確実に応急対応を行うため、平成 2 7 年度から指定避難所への食料及び飲料水の配備を進めています。また、指定避難所には備蓄倉庫を設置しており、地域防災の備えとして、様々な物資や消耗品を保管しています。

番 号	陳情第7号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第1項（企画部）

カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設はじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテインメント施設などが一体となった複合集客施設ですが、昨年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立しました。

今後、国において、IRの設置・運営に係る政省令等が制定され、同法公布後2年以内に国が策定・公表する「基本方針」を踏まえ、誘致の意思のある自治体が「実施方針」を策定・公表のうえ、民間事業者との「区域整備計画」の共同作成・認定申請を行うこととなっております。

本市としましては、今後も国や各自治体等の動向について注視してまいります。

番 号	陳情第7号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第2項（人権部人権推進課） 本市では、非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、これまでも平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。 今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市としましては、今後とも引き続き、非核平和施策の趣旨に沿った取組について、精査のうえ後援や協力を行ってまいります。 第3項（市民生活部戸籍住民課） 平成20年2月から運用してきた旧来の証明書自動交付機につきましては、機器の老朽化、OSのサポート期間の終了に伴うセキュリティ面への影響を考慮し、平成30年12月末をもって廃止しました。 これに先立ち、本市では平成29年12月には全国約54,000か所、市内約300か所で、年末年始を除き1年中、早朝から夜遅くまで利用できるコンビニエンスストアでの証明書交付サービス（コンビニ交付）を開始するとともに、本年1月末には全区役所にマイナンバーカードに対応した新自動交付機を設置いたしました。 コンビニ交付や新自動交付機をご利用いただくにはマイナンバーカードが必要ですが、このカードはセキュリティ面も安全であり、本人確認の証明書にもなります。また、マイナンバーカードの交付率はコンビニ交付開始後も着実に上昇しています。この機会にぜひマイナンバーカードを取得していただきますようお願い申し上げます。			

番 号	陳情第7号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第4項（学校教育部・学校管理部施設課） 本市では、すべての小・中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置しています。 エアコンが未設置の特別教室などについては、各学校での使用状況や国の動向、他市の状況などについて調査・研究していきます。 また、学校体育館への空調設備（エアコン）の整備については、関係課と連携し調査・研究していきます。 第5項（中央図書館総務課） 開館時間については、堺市立図書館協議会の「今後の中央図書館のあり方について」答申（平成29年3月）を踏まえ、政令指定都市にふさわしい図書館のあり方について、各区の図書館と分館の利便性の向上や費用対効果も含めて、検討していきます。			

番 号	陳情第8号	所管局	市長公室
件 名	近畿大学医学部附属病院について		

第1項（ニュータウン地域再生室）

平成26年7月に大阪府、堺市、近畿大学の三者により締結した「泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定書」は、事業推進の目的と協力、大学等の設置等による地域への貢献など、主な基本的事項を定めたものであり、本協定書の締結により、目的達成に向け、譲渡予定区域等の具体的な検討、協議を開始したものです。

その後、基本協定書に基づき、三者で具体的な検討、協議を行い、検討案を整理した上で、住民の皆さまへご説明し、ご意見等を踏まえ、施設配置計画や施設の高さ、譲渡予定区域などについて、検討案の変更等も重ねてきたところです。

平成29年8月19日（ガーデンハウスエスタシオン）及び同年8月20日（ウイズグラン泉ヶ丘）の説明会においては、基本協定書締結後、地域に対する説明までに時間を要したことについて、冒頭の挨拶でお詫びの言葉を申し上げたものです。平成30年11月17日の三原台校区全体説明会においては、「なぜ三者協定前に住民説明がなかったのか」とのご質問に対する理由のご回答を申し上げたものであり、場所によって発言内容を変えたものではありません。

第2項（ニュータウン地域再生室）（建設局公園緑地部公園監理課）

旧高倉台西小学校の活用については、近畿圏の小・中・高・大学の学校法人に対し、泉北ニュータウンにおける学校等の設置に関するアンケート等を行いました。その中で、学校法人の意向を調査し、それらの事業者意向なども踏まえ、定期借地権契約による土地の活用としたものです。

一方、近畿大学医学部等の開設については、平成26年7月に大阪府、堺市、近畿大学の三者により締結した「泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定書」において、設置に必要な用地は、大阪府及び堺市から近畿大学に対し有償譲渡を行うこととしております。

将来の本区域における土地利用規制等については、近畿大学と協議を行い検討して参ります。

番 号	陳情第 8 号	所管局	建設局
件 名	近畿大学医学部附属病院について		

第 3 項（公園緑地部公園監理課）

平成 2 7 年 3 月 2 4 日の堺市庁議議事要旨にありますとおり、建設局長が「今回の泉ヶ丘プールの移転の検討に至ったのは、平成 2 6 年 7 月 1 6 日に泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定を締結したことによるもの」と説明しております。

また、泉ヶ丘プールの移転については、プール施設の高齢化が進み、管理棟の耐震化や設備の老朽化に伴う施設の更新について検討すべき時期を迎えたことや、近畿大学医学部等の開設など、泉北ニュータウンの再生によるまちづくりの視点から総合的に勘案して事業を進めております。

近畿大学によるボーリング調査については建物の高さや配置などに関して正確な情報を地元自治会等へ説明するためにも必要なことから公園の占用許可をしたところです。

なお、1 月 2 6 日のバリケードフェンスが倒れた件については、今後同様なことがないよう、原因を究明し、対策を実施した後に調査再開するよう近畿大学へ指示し市職員も現場を確認しております。

番 号	陳情第 9 号	所管局	健康福祉局
件 名	受動喫煙防止条例の制定について		
第 1 項（健康部健康医療推進課） 堺市においても、受動喫煙対策の推進と禁煙希望者に対する禁煙支援は、市民の健康寿命の延伸につながっていく重要な施策であると考えております。さらに、健康増進法の一部を改正する法律が、平成 3 1 年 1 月 2 4 日に一部施行されたこともあり、受動喫煙による健康影響などについて啓発し、受動喫煙を防止する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めてまいります。 また、大阪府においては、大阪府受動喫煙防止条例の制定に向けた基本的な考え方が示されたところであり、堺市も大阪府と協議し、受動喫煙対策の強化に引き続き取り組んでまいります。 第 2 項（健康部健康医療推進課） 堺市健康増進計画に基づき、禁煙に取り組む事業所が増えるよう堺市健康づくりパートナー登録事業など受動喫煙の防止に取り組んでいるところです。今後、健康増進法の改正により、飲食店については原則屋内禁煙となりますが、喫煙可能な飲食店に対して喫煙の害や受動喫煙の害について啓発を行い、禁煙店舗が増加するよう取り組んでまいります。 全面禁煙への改装費等に対する助成制度については、国及び他自治体の受動喫煙防止対策助成金制度などを、研究してまいります。 第 3 項（健康部健康医療推進課） 平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日に、「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」が施行され、子どもを受動喫煙の害から守るため、府民等の責務が示されたところです。 また、平成 3 1 年 1 月 1 0 日に大阪府受動喫煙防止条例の制定に向けた基本的考え方が示され、その中で、全ての子ども、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し、通学路や公園等公共的な空間において受動喫煙を生じさせることのないよう努めることが府民の責務として示されております。 本市におきましても、府条例に基づき、広く市民に受動喫煙の害について啓発するとともに、大阪府と連携しながら受動喫煙防止施策を推進してまいります。 第 4 項（健康部健康医療推進課） 堺市健康増進計画においても、生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するため、健康相談や健康教育等様々な場面を捉え、喫煙と受動喫煙の害を周知し、また、禁煙を希望する人に対する禁煙相談などに取り組んでいるところです。 喫煙者に対する禁煙支援施策については、今後も幅広い視点から考えてまいります。			

番 号	陳情第 9 号	所管局	健康福祉局
件 名	受動喫煙防止条例の制定について		
第 5 項（健康部健康医療推進課） 堺市健康増進計画のたばこ対策の推進にあたり、加熱式たばこについては、『加熱式たばこにおける科学的知見』（厚生労働省）や、『加熱式たばこに関するWHOの見解及び各国における規制状況』（厚生労働省）を踏まえ、健康のためには禁煙するよう、周知・啓発に取り組んでまいります。 また、大阪府受動喫煙防止条例における加熱式たばこの取り扱いについては、堺市も大阪府と協議しているところですので、引き続き検討してまいりたいと考えております。			

番 号	陳情第 10 号	所管局	健康福祉局
件 名	国民健康保険制度について		
第 1 項（生活福祉部国民健康保険課） 平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国保法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成 30 年度からの保険料率の統一などを定めました。 本市は、平成 29 年 11 月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。 さらに、本年 1 月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。			
第 2 項（生活福祉部国民健康保険課） 大阪府国民健康保険運営方針では、平成 30 年度から平成 35 年度まで最大 6 年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、平成 31 年度以降の保険料水準についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応してまいります。 なお、一般会計からの法定外繰入れについては、国民健康保険に加入していない市民に対して、法律に基づかない負担を強いることになるため、保険制度としての持続可能性、負担の公平性の観点から、基本的には不適切なものと考えられています。そのため、決算補填や保険料引き下げの目的で法定外繰入れを実施してきた市町村に対しては、国から計画的、段階的な解消が求められているところです。			
第 3 項（生活福祉部国民健康保険課） 保険料及び一部負担金の減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成 30 年度から府内統一基準に合わせて実施しています。			

番 号	陳情第10号	所管局	健康福祉局
件 名	国民健康保険制度について		
第4項（生活福祉部国民健康保険課） 保険料の滞納が発生した場合、まずは被保険者との面談の機会を確保し、完納に向けた分割納付計画を立てたり、延滞金についても災害による損害、事業の休廃止・失業など一定の要件に該当し、納付困難と認められるときは減免を行ったりするなど、個別の実情に基づいて、柔軟できめ細やかな納付相談対応ができるよう努めているところです。 第5項（生活福祉部国民健康保険課） 本市は国に対して、医療保険制度の一本化とともに、一本化が実現するまでは、更なる公費拡充など国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずることについて、毎年度要望を行っています。 第6項（生活福祉部国民健康保険課） 災害で住宅などに著しい被害を受けた場合、全壊、全焼、半焼、半壊、火災による水損又は床上浸水など、損害の程度に応じた減額率で、申請により保険料の減免を行っています。なお、保険料の減免は、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しているものです。			

番 号	陳情第 1 1 号	所管局	建設局
件 名	天神公園について		

第 1 項（公園緑地部公園緑地整備課）

天神公園については、堺市地域防災計画（平成 3 0 年 2 月）においても、広域避難地の機能を有する都市公園として位置づけられていることから、周辺地区からの避難者を受入れ、市街地火災等から避難者の生命を保護するため、防災機能を備えた都市公園として整備します。

第 2 項、第 3 項（公園緑地部公園緑地整備課）（産業振興局農政部農業土木課）

都市計画決定された都市公園について、公園整備を着実に進めていくため、一人あたりの公園面積が少ない東区については、現在、天神公園の整備事業を進めております。

また、萩原神社や今池を含む現在の天神公園の長期未着手となっている都市計画区域については、平成 2 9 年に策定した都市計画公園見直しガイドラインに基づき、必要な公園区域の検証を行っているところです。

今後とも区域間のバランスや特性、公園ごとの役割に配慮しながら、都市公園の整備を計画的に進めてまいります。

今池の整備に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。

新池・坊ヶ池・灰原池の 3 池は、都市計画公園区域として指定されていない地区共有財産であり、農業用ため池として水利組合等により管理されています。

近年、ため池は元来の農業用水の確保のみならず、貯留効果による防災機能や貴重な水辺空間としての親水機能など多面的な機能が再評価されており、本市としてもこれらのように地元が所有・管理する農業用ため池に対しても各種支援を行っています。

ただし、これら 3 池の整備に当たっては所有者・管理者である地元の合意が必要となりますので、まずは地域で十分に議論いただきますようお願いいたします。

第 4 項（公園緑地部公園緑地整備課）

天神公園は事業認可を取得した約 1. 0 ヘクタールについて、防災機能を備え、子どもたちの遊び場も含めた多様な年代の方が利用できる地区公園として、必要な広場や遊具、トイレ等の公園施設の整備を計画しています。

当該公園におけるドッグランについては、限られた整備区域の中で上記の機能を有した広場の整備等を考慮すると、ドッグランの機能を入れるには狭いことから整備は困難であると考えております。

番 号	陳情第12号	所管局	建築都市局
件 名	駅利用者の安全対策について		

第1項（交通部公共交通課）

ホームでの転落接触事故は利用者の生命に関わる重大な問題であることから、周辺に障害者施設等が立地している百舌鳥駅を含む市内各駅へ、根本的解決となる可動式ホーム柵が早期に設置されるよう、引き続き本市より事業者に強く働きかけてまいります。

なお、百舌鳥駅では視覚障害者がホームの方向を識別できるよう、本市からの補助も活用した内方線付き点状ブロックが今年度内に整備される予定です。

第2項（交通部公共交通課）

鉄道利用に係る安全性・利便性の向上は重要であることから、本市は西日本旅客鉄道株式会社に対し、時間帯によって窓口が閉鎖されている百舌鳥駅を始めとする各駅への駅員の常時配置を申し入れています。実現していない状況です。

ご指摘のように、百舌鳥駅は世界文化遺産登録により来訪者の増加が見込まれることから、引き続き同社に対応を強く求めてまいります。

番 号	陳情第 1 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	教育環境の整備について		
(学校管理部施設課) 金岡小学校校舎増築工事につきましては、関係部局と連携し作業工程の見直しを行うなど、進捗管理を行い適切な工事監理に努めています。 今後も、2019年11月30日の工事完成に向け、児童の安全を確保しつつ、引き続き必要な対応に取り組んでいきます。			

番 号	陳情第 1 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 1 項（１）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 国庫補助については、児童数に基づく支援の単位数で申請することとなっています。 第 1 項（２）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 平成 3 0 年度における共用教室の使用日数について、4 月当初から 1 2 月末までの業務日誌をもとに確認したところ、生活科ルーム 2 は 1 7 1 日、少人数教室は 3 1 日、会議室は 7 日となっています。 なお、平成 3 0 年度の 4 月当初から 1 2 月末までの間において、生活科ルーム 2 と少人数教室を同時に使用した日は 6 日、生活科ルーム 2 と少人数教室、会議室を同時に使用した日はありません。 第 1 項（３）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 共用教室については、放課後の時間帯に専らのびのびルームとして使用できるよう学校と調整を行った上で確保しています。 また、共用教室の施設及び設備については、学校の協力のもと、整備に努めていきます。 第 1 項（４）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 当該基準の「支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とは、国通知（平成 2 6 年 5 月 3 0 日雇児発 0 5 3 0 第 1 号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」）によると、「原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないことをいう」とされています。 第 2 項（１）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日から 3 0 日までの平成 3 1 年度当初申込者数は、百舌鳥小学校のびのびルームが 1 9 4 人、放課後ルームが 7 9 人となっています。 第 2 項（２）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 百舌鳥小学校のびのびルームと放課後ルームの来年度の活動場所については、専用教室と図書室の他に、共用教室の確保を学校と調整しています。 第 2 項（３）（４）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 百舌鳥小学校のびのびルームと放課後ルームは、専用教室の他、放課後に活動できる共用教室を確保することにより、より多くの児童が利用できるよう努めていきます。			

番 号	陳情第 1 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 2 項（ 5 ）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後ルームの定員は、実施期間ごとに、当該期間の初日の前日の属する年度の 2 月 1 日時点において当該ルームに存する椅子の数を、同年度の 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの実施日ごとに、出席児童数を在籍児童数で除して得た数のうち最大のもので除して得た数（当該数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）となっています。 第 3 項（ 1 ）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 平成 3 0 年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおける配慮を要する児童への対応のための追加配置指導員（以下「加配指導員」という。）必要認定数は、4 ～ 6 月は各月 5 人、7 ～ 1 2 月は各月 6 人となっています。 第 3 項（ 2 ）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 百舌鳥小学校のびのびルームにおける指導員の配置状況については、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日までの開設日数 2 1 8 日のうち、基本配置が充足していない日はなく、加配指導員が必要認定数に対して充足していない日は 1 5 2 日となっています。 第 3 項（ 3 ）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 業務仕様書上、指導員配置については、支援の単位毎に業務従事者を 2 人以上配置するものとし、うち 1 人以上は放課後児童支援員としています。 また、障害等のため配慮を要する児童の在籍や安全管理上必要な場合等に伴う業務従事者の追加配置については、教育委員会が必要と認めた場合について行っています。 第 4 項（ 1 ）（ 2 ）（地域教育支援部放課後子ども支援課・学校管理部施設課） 校区の乳幼児数の状況より、平成 3 6 年度（ 2 0 2 3 年度）は普通教室数が 2 7 クラスになると推計しています。 現在改築している校舎には、普通教室仕様の教室が 1 2 室、支援教室仕様の教室が 6 室を整備する予定で、存置となる既設校舎で普通教室として使用している 1 6 室と合わせると普通教室仕様の教室としては 2 8 室確保できることになります。 校舎の増改築後における、のびのびルームとして利用するための共用教室の確保について、のびのびルームを円滑に運営できるよう学校側と協議を行っています。 第 4 項（ 3 ）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 活動場所の確保については、学校及び運営事業者と連携を図っていきます。 また、「第 2 期未来をつくる堺教育プラン」に基づき、就労支援であるのびのびルームに制度の統一化するため、放課後ルームをのびのびルームに移行していきます。			

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第5項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 現場の確認を行い、適切に対応しました。			

番 号	陳情第15号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しており、運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定しています。

運営事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定することで、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とすることができることから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案の運営事業者を選定することができ、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えています。

第2項、第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

指導員の配置は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置しています。

また、指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めていきます。

第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

児童数については、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しています。

共用教室の施設及び設備の整備等は、学校の協力のもと、順次整備に努めていきます。

第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

AED（自動体外式除細動器）については、学校内に設置しているAEDを使用することになっており、AEDの設置場所について検討しています。

利用児童が安全に安心して過ごすことができるよう、必要な整備に努めていきます。

第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

運営経費につきましては、保護者の皆様からの負担金と、市の予算並びに国及び大阪府からの補助金で構成しており、受益者負担の観点から負担額を設定し、保護者の皆様にも当該事業運営に係る費用の一部を御負担いただいています。

なお、きょうだい減免は実施していませんが、ご家庭の所得状況に応じて、一部負担金の減額・免除の制度を設けています。

平成31年 第1回市議会(定例会)陳情回答綴

平成31年 3月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-18-0051